

産地パワーアップ事業 都道府県事業実施方針

都道府県名 愛知県

策定：平成28年 5月17日

変更：平成28年12月14日

変更：平成29年 3月24日

変更：平成30年 4月10日

変更：平成31年 3月12日

1 目的

「総合的なTPP関連政策大綱」に即し、水田・畑作・野菜・果樹等の産地が創意工夫を活かして、地域の強みを活かしたイノベーションを促進することにより、農業の国際競争力の強化を緊急に実施する必要がある。

このため、本県の農業について、地域一丸となって収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画策定経費、計画の実現に必要な農業機械のリース導入や、集出荷施設の整備に係る経費等をすべての農作物を対象として総合的に支援する。

2 基本方針

作物名	内容
水稻、麦、大豆	<p>消費者や実需者のニーズに応える「良質」「低コスト」「安全・安心」な米づくりに加え良食味米の生産拡大及び麦・大豆の高品質安定生産等により優位販売を目指すとともに、ICTを活用した経営の合理化や農地の集積・集約化の促進、基盤の整備により生産性を高めることで所得の向上を図り、水田農業を取り巻く環境変化に対応できる力強い生産・販売体制を構築する。</p> <ul style="list-style-type: none">○ 販売額又は所得額の10%以上の増加<ul style="list-style-type: none">・消費者及び実需者ニーズに応じた出荷により、出荷量の確保や販売価格の向上を推進。○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減<ul style="list-style-type: none">・農業法人など地域農業の中核となる経営体への農地の集積・集約化を促進。・ICTの利用による経営の合理化を推進。・直播栽培等の省力化技術や多収品種の導入を推進。・穀類乾燥調製貯蔵施設の再編合理化を推進。○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること<ul style="list-style-type: none">・穀類乾燥調製施設の高度化を推進。○ 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上<ul style="list-style-type: none">・輸出相手国の輸入条件やニーズに対応できる生産体制の構築を推進。○ 労働生産性の10%以上の向上<ul style="list-style-type: none">・省力化・効率化を図る機械・施設等の導入により、労働生産性の向上を推進。

野菜	<p>集出荷施設や選果設備など共同利用施設の整備を進めるとともに、栽培施設の整備や新技術や省力化技術等の導入により野菜産地の構造改革を推進し、競争力のある生産供給体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び実需者ニーズに応じた出荷により、出荷量の確保や販売価格の向上を推進。 ・低コスト耐候性ハウスの導入により生産拡大を推進。 ・生産性向上や品質安定につながる資材、機械等の導入により新たな生産体制を整備する取組を推進。 ・環境制御技術、新技術や新品種導入により生産力の強化を推進。 ○ 生産コストの10%以上の削減又は出荷コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・新技術導入や省力化機械等の導入により、生産経費の削減の取組を推進。 ・集出荷貯蔵施設の再編合理化を推進。 ○ 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出相手国の輸入条件やニーズに対応できる生産体制の構築を推進。 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・省力化・効率化を図る機械・施設等の導入により、労働生産性の向上を推進。
果樹	<p>施設栽培の再整備や雨よけ施設の導入、優良品種の植え替えによる樹園地の若返りなど、消費者及び実需者のニーズに合った果物を生産するための経営基盤を強化し、本県の特徴を生かした果樹農業の振興と、魅力とやりがいのある果樹経営を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・高品質な果実の安定生産につながる資材等の導入により、新たな生産体制を整備する取組を推進。 ・本県において競争力のある品種について、樹園地の若返りのため、植え替え（同一品種の改植）を推進。 ・低コスト耐候性ハウスの導入により生産拡大を推進。 ○ 生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械の導入により果樹栽培における省力化・効率化に向けた取組を推進。 ・農産物処理加工施設の高度化を推進。 ○ 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出相手国の輸入条件やニーズに対応できる生産体制の構築を推進。 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・省力化・効率化を図る機械・施設等の導入により、労働生産性の向上を推進。

花き	<p>低コスト耐候性や生産の高度化、省力化施設等の導入により生産基盤の強化を図るとともに、オリジナル品種、日持ち性向上のための技術や設備の導入により高付加価値化を目指し、競争力のある生産供給体制を確立する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・オリジナル品種の導入推進。 ・低コスト耐候性ハウスの導入により生産拡大を推進。 ・環境制御技術など、生産性向上や品質安定につながる機械資材等の導入により新たな生産体制を整備する取組を推進。 ・日持ち性向上による差別化の推進。 ・保管用定温設備等の導入により品質向上の取組を推進。 ○ 生産コスト10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械等の導入により、生産及び集出荷の効率化に向けた取組を推進。 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な生産、出荷体制の構築。 ○ 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出相手国の輸入条件やニーズに対応できる生産体制の構築を推進。 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・省力化・効率化を図る機械・施設等の導入により、労働生産性の向上を推進。
畑作物・地域特産物（茶）	<p>機械設備の高度化や新技術、省力化技術等の導入により、品質向上を推進し、競争力のある生産供給体制及び輸出に対応できる栽培体系を確立、普及し、ブランド力の強化と全国的な知名度の向上を図り、産地の更なる発展を実現する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 販売額又は所得額の10%以上の増加 <ul style="list-style-type: none"> ・消費者及び実需者ニーズに応じた出荷により、出荷量の確保や販売価格の向上を推進。 ○ 生産コスト又は集出荷・加工コストの10%以上の削減 <ul style="list-style-type: none"> ・省力化機械等の導入により、生産及び集出荷の効率化に向けた取組を推進。 ○ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上とすること <ul style="list-style-type: none"> ・生産性向上や品質安定につながる機械資材等の導入により、計画的な生産、出荷体制の構築を推進。 ○ 直近年の輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 新規の取組の場合又は直近年の輸出実績がない場合は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上 <ul style="list-style-type: none"> ・輸出相手国の輸入条件やニーズに対応できる生産体制の構築を推進。 ○ 労働生産性の10%以上の向上 <ul style="list-style-type: none"> ・省力化・効率化を図る機械・施設等の導入により、労働生産性の向上を推進。

3 本事業の推進・指導及び管内の地域協議会等が作成する産地パワーアップ事業計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制

- (1) 本事業の推進・指導
産地パワーアップ事業の効果的な実施に向け、県再生協議会、地域再生協議会、農協及び市町村と連携し、推進・指導に当たるものとする。
- (2) 地域再生協議会が作成する産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画の審査等の方針・体制
産地パワーアップ計画及び取組主体事業計画に係る審査は、各協議会の構成団体である愛知県又は市町村に属する補助事業に精通した者を主として実施するなど審査制度を高めるように努める。
また、本事業の計画審査を円滑に実施する観点から、地域協議会等の管内の関係者（県、市町村、農業者団体等）で事前審査体制を構築するよう指導する。

4 取組要件

(1) 基金事業

① 整備事業

対象作物	取組要件
水稻、麦、大豆	<ul style="list-style-type: none">○ 補助対象施設 産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要綱」という）の別表Ⅱの施設を助成対象とする。○ 取組要件 産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号農林水産事務次官依命通知）（以下「実施要領」という）の別紙1、2、3及び4の要件を満たす取組を事業対象とする。
野菜	
果樹	
花き	
畑作物・地域特産物（茶）	

② 生産支援事業

対象作物	取組要件
水稻、麦、大豆	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 実施要領の別紙 1 及び 4 の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ○ 補助対象機械及び資材 補助対象機械及び資材は、原則として次のとおりとするほか、実施要領の別紙 1 に定めるとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象機械及び資材の規模、事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものとする。 ・農業機械のリース・購入にあたっては、過剰投資とならないように能力、台数を決定すること。 ・機械・資材の単純更新は補助対象としない。 ・補助対象機械及び資材の事業費については、見積もり合わせなどにより、適正な現地実効価格とする。 ○ 果樹の植え替えを行う場合の対象品目・品種 <ul style="list-style-type: none"> ・県果樹農業振興計画で振興する品目として位置づけられたものとする。 ・品種については、果樹産地構造改革計画で振興する品種として位置づけられたものとする。 (上記の品種は、産地にとって、消費者及び実需者のニーズに合致し経営基盤を強化する上で重要な品種であると位置づけられているため対象品種とする。)
野菜	
果樹	
花き	
畑作物・地域特産物（茶）	

③ 効果増進事業

対象作物	取組要件
水稻、麦、大豆	<ul style="list-style-type: none"> ○ 取組要件 実施要領の別紙 1 の要件等を満たす取組を事業対象とする。 ただし、技術実証は、事業実施終了後に本事業で生産コスト削減又は販売額向上の取組を実施することを前提としたものに限る。 ○ 補助対象機械及び資材 補助対象機械及び資材は、原則として次のとおりとするほか、実施要領の別紙 1 に定めるとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象機械及び資材の規模、事業の規模等は、取組主体事業計画の目標などそれぞれの目的に合致したものとする。 ・農業機械のリースにあたっては、過剰投資とならないように能力、台数を決定すること。 ・機械の単純更新は補助対象としない。 ・補助対象機械及び資材の事業費については、見積もり合わせなどにより、適正な現地実効価格とする。
野菜	
果樹	
花き	
畑作物・地域特産物（茶）	

(2) 整備事業

産地パワーアップ事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生産第2390号農林水産省事務次官通知）及び産地パワーアップ事業実施要領（平成28年1月20日付け27生産第2391号、27政統第490号農林水産省生産局長、政策統括官通知）に基づき実施するものとする。

5 取組内容及び対象経費等の確認方法

取組内容及び対象経費等の確認については、次により行う。

1 計画申請時

(1) 整備事業

- ①取組主体事業計画書 ②事業費の積算根拠（見積書の写し等） ③費用対効果分析 ④規模算定根拠 ⑤施設の能力、稼働期間等の詳細
- ⑥位置、配置図、平面図及び施行場所の写真 ⑦施設の管理運営規程 ⑧収支計画 ⑨成果目標の根拠となる資料（青色申告書、出荷販売額等）
- ⑩土地を借りる場合は、貸主から借りたことが確認できる書類 ⑪その他知事が必要と認める書類

(2) 生産支援事業

ア 農業機械等の導入及びリース導入

- ①取組主体事業計画書 ②3社以上の見積依頼書及び見積書 ③機械の能力・台数などの算定根拠 ④カタログ等 ⑤設置場所の地図及び写真
- ⑥成果目標の根拠となる資料（青色申告書、出荷販売額等） ⑦その他知事が必要と認める書類

イ 生産資材の導入

- ①取組主体事業計画書 ②事業費の積算根拠（見積書の写し等） ③規模算定根拠 ④設置場所の地図及び写真
- ⑤成果目標の根拠となる資料（青色申告書、出荷販売額等） ⑥その他知事が必要と認める書類 ⑦土地を借りる場合は、貸主から借りたことが確認できる書類

2 請求時

「園芸農産振興・農産物流通対策事業補助金交付要綱」に沿って下記書類を提出すること。

(1) 整備事業

- ①事業完了報告書 ②完了検査調書 ③事業実績報告書 ④出来高設計書 ⑤請求書の写し ⑥経理検査調書 ⑦現場写真（工事着手前、工事中、工事完成後）
- ⑧財産管理台帳 ⑨その他知事が必要と認める書類

(2) 生産支援事業

ア 農業機械等のリース導入

- ①事業完了報告書 ②完了検査調書 ③事業実績報告書 ④経理検査調書 ⑤リース契約書の写し ⑥購入金額が確認できる書類（注文請書の写し等）
- ⑦機械を受領したことが確認できる書類（借受書の写し等）
- ⑧導入した機械の写真（機械の型番、格納場所が確認できること、リース契約物件と確認できること（リース会社物件シール貼付箇所等））
- ⑨その他知事が必要と認める書類

イ 農業機械等の導入

- ①事業完了報告書 ②完了検査調書 ③事業実績報告書 ④財産管理台帳 ⑤経理検査調書 ⑥購入金額が確認できる書類（請求書の写し又は領収書の写し等）
- ⑦機械を受領したことが確認できる書類（納品書の写し等） ⑧導入した機械の写真（機械の型番、格納場所が確認できること） ⑨動産総合保険の保険書等の写し
- ⑩その他知事が必要と認める書類

ウ 生産資材の導入等

- ①事業完了報告書 ②完了検査調書 ③事業実績報告書 ④財産管理台帳 ⑤経理検査調書 ⑥購入金額が確認できる書類（請求書の写し又は領収書の写し）
- ⑦資材を受領したことが確認できる書類（納品書の写し又は受領証の写し） ⑧導入した資材の写真（設置・組み立て後） ⑨その他知事が必要と認める書類

6 産地パワーアップ事業計画の認定の優先順位の設定方法

- 産地パワーアップ計画の優先順位はポイント制とし、以下の①、②の合計ポイントの高い順から優先順位を付ける。
なお、同点の場合は、現状の販売額の高い計画から認定する。
- 県の意向調査に計画を提出して採択されなかった産地については、その後の意向調査において、新たに計画を提出した産地よりも上位の優先順位とする。
また、既に採択された産地が取組の追加を要望する場合には、同じ意向調査において新たに計画を提出した産地よりも下位の優先順位とする。
- 中山間地域を含む産地パワーアップ計画においては、当該地域を取組主体事業計画の販売額を実施要領別紙4の面積要件の比率に応じて補正する。

区分	ポイント		
①販売額	直近1年間の販売額	1億円以上	1ポイント
		2億円以上	2ポイント
		3億円以上	3ポイント
		4億円以上	4ポイント
		5億円以上	5ポイント
②成果目標 次の成果目標の中から、いずれか1つを選択すること。	生産コスト又は集出荷・加工コストの削減	10%以上	1ポイント
		20%以上	2ポイント
		30%以上	3ポイント
		40%以上	4ポイント
		50%以上	5ポイント
	販売額又は所得額の増加	10%以上	1ポイント
		20%以上	2ポイント
		30%以上	3ポイント
		40%以上	4ポイント
		50%以上	5ポイント
	契約栽培の割合の増加	10%以上	1ポイント
		20%以上	2ポイント
		30%以上	3ポイント
		40%以上	4ポイント
		50%以上	5ポイント
需要減が見込まれる品目品種から需要増が見込まれる品目品種への100%転換		3ポイント	

	農産物輸出の取組について、 輸出実績がある場合は、輸出向け出荷量又は 出荷額の増加	10%以上	1ポイント
		20%以上	2ポイント
		30%以上	3ポイント
		40%以上	4ポイント
		50%以上	5ポイント
	新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合 は、総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合 5%以上又は輸出向けの年間出荷量10トン以上		3ポイント
	労働生産性の向上	10%以上	1ポイント
		20%以上	2ポイント
		30%以上	3ポイント
40%以上		4ポイント	
50%以上		5ポイント	

7 取組主体助成金の交付方法

- <基金事業>
基金管理団体から県に助成金が交付された後、原則として市町村を経由して取組主体に交付する。
- <整備事業>
地方農政局から県に補助金が交付された後、原則として市町村を経由して取組主体に交付する。

8 事業実施に当たっての取組主体に対する条件

取組主体に対し、地域協議会等を通じて事業実施前に周知すべき次の重要事項を周知する。

- 契約に当たっての条件（一般競争入札等）
- 助成金の返納（事業要件を満たさないことが判明した場合）
- 補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額の返納
- 財産の管理等
- 財産処分の制限
- 取組主体事業計画の評価

9 その他

- 実施要綱、実施要領及び国が公表している産地パワーアップ事業実務用Q&Aのほか、県が定めるガイドラインに従って、事業に取り組むこと。
- 事業実施に必要な手続及び事業実施等の報告については、原則市町村を経由すること。